

えせ同和行為対応の手引

平成 3 1 年 4 月
法 務 省 人 権 擁 護 局
(抜粋)

神奈川県福祉子どもみらい局
人 権 男 女 共 同 参 画 課
(一部編集)

【同和問題（部落差別）について】

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

最近では、インターネット上に誹謗中傷や差別的な文章を掲載したり、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で同和地区の地名やその地域に多い姓などとする記事を掲示板に投稿したりするといった問題が起きています。

このような中、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号）が施行されました。

【えせ同和行為とは】

同和問題（部落差別）の解決に寄与しているかのように装って、企業・個人などに不当な利益や義務のないことを要求する行為です。えせ同和行為は、同和問題（部落差別）に対する誤った認識を植え付け、偏見や差別を助長する要因となっており、同和問題（部落差別）の解決を阻害するものです。

安易な妥協は、被害の拡大と差別の助長につながります。同和問題（部落差別）の解決に向けて、えせ同和行為に対して毅然とした態度で要求を拒否することが求められています。

【排除の対象・目的は】

えせ同和行為排除の対象となるのは、当該「行為そのもの」です。団体ではありません。

また、えせ同和行為をする者がどのような団体に所属するかも問いません。同和問題（部落差別）を口実にこのような行為をする者は、もはや、同和問題（部落差別）の解決を語る資格はありません。

不当な要求に対しては、き然とした態度で臨み、つけ入るすきを与えないことが肝要です。

えせ同和行為排除の目的は、当該違法・不当な行為の排除と同時に、新たな差別意識の発生を防止し、同和問題（部落差別）を解決するところにあります。

真に差別のない平和で住みよい社会の実現のため、一人一人が責任と勇気を持って、えせ同和行為の排除のために取り組む必要があります。

【えせ同和行為の態様について】

具体的な要求としては、機関紙・図書等の購入の強要、寄附金・賛助金の強要、講演会・研修会への参加強要、下請への参加強要等様々な形態があります。

※ 法務局では、えせ同和行為に関する御相談にいつでも応じております。

えせ同和行為対応の手引

基本的注意事項

1 基本的姿勢

えせ同和行為に対する基本的姿勢は、違法・不当な要求は断固として拒否することにあります。応ずることのできない違法・不当な要求を拒否するのは当然のことで、たとえその要求が同和問題（部落差別）への取組等の名目で行われた場合であっても同様です。

2 怖いものという意識を捨てること

同和問題（部落差別）の名の下に不当な要求をする者は、そのことによって同和問題（部落差別）を論じる資格はないというべきであって、その者の要求行為は、えせ同和行為そのものであり、このような要求を恐れる必要はありません。

3 初期の対応

最初から一貫して、き然とした態度で対応しましょう。

最初の対応の誤りが事態を悪化させるので、最初に相手にすきを見せたり、脈ありと思わせるような態度は避けてください。

4 安易な妥協はしないこと

えせ同和行為者は、弱いと感じた者には強く出る傾向があり、安易な妥協をすると、更につけ込まれるおそれがあるため、その場しのぎの安易な妥協はしないようにしましょう。

例えば、えせ同和行為者は、刑事事件になることを恐れて、具体的な金銭の要求をせず、「誠意をみせろ。」「善処しろ。」などと執ように攻めてくる場合がありますが、それに根負けして金銭で妥協してはなりません。

5 脅しを恐れないこと

えせ同和行為者自身、刑事事件になることを恐れているため、激しい言葉を発言しても実際に暴力的行為に出るおそれは低いと考えられますが、仮に、暴力的言動があった場合には、直ちに警察へ通報してください。

6 同和問題（部落差別）への取組を非難された場合

同和問題（部落差別）への取組や同和研修の在り方を口実に、不当と思われる要求を受けたときは、相手方に対し、「法務局に申し出て、それが人権侵害になるかどうか、また、今後どうすべきかについて、法務局の処理に委ねたい。」と伝えてください。

法務局・地方法務局及びその支局では、えせ同和行為排除のための相談を受け付けており、必要に応じて、警察及び弁護士会と連絡を取る体制を敷いています。

7 弱みを追及された場合

弱みを追及された場合でも、密室での取引ではなく、紛争の適正かつ妥当な解決を図るための正当な手続によるべきです。

相手の指摘する内容が仮に事実であるとしても、法的な観点から見れば、損害賠償等を認めるには、故意過失の有無、賠償の対象になるかどうか、適正妥当な賠償額はどうかなどの検討が必要となります。したがって、それらの検討をしないまま、安易に相手の要求を認めたり、謝罪的な発言をしたりしてはなりません。

事務上の過誤等の処理は、法律に従った正しい手続によって行うべきであり、それを口実にする

相手方の違法・不当な要求は、断固として拒否すべきです。

8 組織全体で対応

えせ同和行為に対しては、組織全体で対応してください。支店等で不当な要求を受けた場合に、支店長等が個人的に、又は支店限りで、その要求に応ずるべきではありません。相手は、個人的な又は支店限りの対応の不備等を口実にして、本店に対し、より大きな要求をしていくことが多いので、本店に報告したり、本店に指示を求めたりするなどして、組織全体として対応する必要があります。

9 官公署の影響力が利用された場合

えせ同和行為者は、企業に対して不当な要求をする場合、その手口として、その企業の監督官庁等に連絡をとり、その官庁の企業に対する影響力を悪用しようとする場合があります。

各行政機関は、都道府県単位の「えせ同和行為対策関係機関連絡会」への参加を通じるなどして、えせ同和行為の排除に積極的に取り組んでおり、えせ同和行為者に加担することはないので、このようなえせ同和行為者の手口にだまされてはなりません。

10 法務局への相談

法務局・地方法務局及び支局では、えせ同和行為の排除のための相談を受け付けており、必要に応じて、警察及び弁護士会と連絡をとる体制を敷いているので、同和問題を口実にする不当な要求を受けたときは、法務局に相談してください（連絡先については、後掲連絡先一覧表のとおり）。

11 警察への連絡等

警察は、えせ同和行為者の排除に積極的に取り組んでいます。

現在、都道府県警察では、「企業対象暴力対策本部」等を設置して、暴力団やえせ同和行為者等に関する企業からの各種相談に対応しているほか、これらとの関係遮断に取り組む企業に対しては情勢に応じて必要な警戒を行うなど、関係者の身の安全を確保するための保護対策を実施しています。暴力団やえせ同和行為者等から不当な要求を受けた場合又は受けるおそれがある場合には、次のように対処してください。

- (1) 警察本部（暴力団対策課等）、最寄りの警察署又は暴力追放運動推進センターに速やかに連絡をとり、対応等について助言を受ける（連絡先については、後掲連絡先一覧表のとおり）。
- (2) 緊急を要する場合は、ちゅうちょせず110番通報する。

12 弁護士への相談

- (1) 日本弁護士連合会（日弁連）は、民事介入暴力対策委員会を中心に、えせ同和行為の排除に取り組んでいます。

また、そのために各都道府県にある弁護士会に民事介入暴力被害者救済センターを置き、えせ同和行為者に対する対応について相談を受けています（連絡先については、後掲連絡先一覧表のとおり）。

- (2) えせ同和行為者は、かなり知能犯的である場合が多いので、事案によっては弁護士に相談し、その解決を依頼することも有効です。
- (3) なお、民事上の手続として、以下のものが挙げられます。これらの手続について、弁護士と相談することも有効です。

ア 内容証明郵便の送達

相手方の行為が継続すると予想される場合には、法的手続をとる前に内容証明郵便を送達する。内容証明郵便には、次のような事項を記載することが考えられます。

- ① 相手方の行為が刑法上脅迫罪・強要罪・恐喝罪等を構成すること（あるいは民法上不法行為となること）。
- ② 弁護士に依頼済みのときは、今後の連絡は弁護士事務所宛てにされたいこと。

③ 違法行為があるときは、断固として法的手続をとる意思があること。

イ 仮処分の申請

不作為の仮処分（面談禁止，架電禁止，立入禁止，業務妨害禁止等）の申立を裁判所に対して行う。

※ 仮処分決定を得ることにより，禁止事項が明確になり，相手方の動きが止まる効果を期待することができます。

ウ 債務不存在確認の訴えの提起等

些細な誤りにつけ入って損害賠償を求めてくる場合には，相手に対して訴訟を提起するよう促し，これに応じないときは，逆に債務不存在確認の訴えを提起するなど，紛争を裁判によって解決する方策が考えられます。

具体的対応の要点

- 1 面談する場所は、自分の管理が及ぶ範囲内（例えば、自社応接室等）とします。
呼び出しがあっても、相手の要求する場所には出向かないようにしましょう。
- 2 対応は、担当者が行い、幹部を出さないようにしましょう。
- 3 対応は、必ず2名以上で行ってください。
場合により、弁護士に交渉を委ねたり、弁護士を立ち会わせたり、又は弁護士、警察官に待機してもらったりするなどしましょう。
- 4 相手方を確認する。
相手方の氏名、所属団体、所在（場合により電話番号）等を確認してください。他人の代理人と称する場合には、その関係、委任の事実も確認しましょう。
- 5 話の内容は、面接の場合でも電話の場合でも、できるだけ録音するか、又は詳細に記録をとりましょう。
相手方がそのことを指摘した場合には「上司に報告するため。」と言うなどしましょう。
関連していると思われる無言電話も、その時間、状況等を記録してください。
- 6 相手の話はよく聞き、その趣旨、目的を明確にしておきましょう。
- 7 言動には特に注意する。
 - (1) おびえず、慌てず、ゆっくりと応対し、無礼な態度を見せないよう注意してください。
相手方の挑発に乗ってはなりません。まして、相手方を挑発してはなりません。
 - (2) 相手方の要求に応じるべきでないと考えたときは、例えば「当社としては、あなたの要求には応じられません。これ以上お話ししても結論は変わりません。どうぞお引き取りください。」などと明確に答え、「検討する。」とか「考えてみる。」など、相手方に期待を抱かせる発言をしないようにしましょう。
 - (3) 当初の段階で「申し訳ありません。」「すみません。」など、自らの非を認める発言をしてはいけません。
 - (4) 相手方が念を押したときは、「はい。」「いいえ。」で答えず、自らの主張を繰り返してください。
 - (5) 誤った発言をした場合は、その場で速やかに訂正してください。
- 8 相手方の要求に即答、約束をしてはいけません。
「一筆書け。」と言われても書く必要はありませんし、書いてはいけません。いかなる場合でも署名、押印をしないようにしましょう。
- 9 特別の事情がない限り、自ら相手方に電話をしないようにしましょう。また、その約束もしてはいけません。

えせ同和行為被害者相談窓口

☆ 横浜地方法務局人権擁護課

〒231-0003 横浜市中区北仲通5丁目57

TEL 045-641-7926

みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）

TEL 0570-003-110

☆ 神奈川県警察本部刑事部暴力団対策課

〒231-8403 横浜市中区海岸通2丁目4番

TEL 0120-797049（ナクナレヨウキュウ）

☆ 公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター 「暴力相談」窓口

〒231-8403 横浜市中区海岸通2丁目4番

神奈川県警察本部7F

TEL 045-201-8930（ヤクザゼロ）

TEL 045-663-8930（ヤクザゼロ）

☆ 神奈川県弁護士会

（民事介入暴力被害者救済 センター）

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地

TEL 045-211-7701（総合法律相談センター）